

景観評価リスト

事業所管課	鳥取県土整備事務所	事業担当氏名	計画調査課技術調査担当 林 照悟
-------	-----------	--------	------------------

1 事業概要

事業名	主要地方道鳥取鹿野倉吉線（高住良田工区）道路改築事業
事業箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 景観形成重点区域内（湖山池景観形成重点区域） <input type="checkbox"/> 自然公園区域（ <input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（ ） ）
事業の種類	道路の整備（県道の改良）
事業期間	平成25度～平成29年度
事業の規模	全体計画延長：L=2,220m 幅員：W=6.5m (10.75m・両側歩道部13.00m)
事業目的	当該路線は、県道の両側に宅地が連担するエリアにおいても歩道が設置されていない区間が多く、歩行者が狭い路肩を通行している状況である。また、山陰道（鳥取西道路）開通後には、事故等による通行止めの際の代替え道路としての機能を担う必要がある。しかしながら、現在の車道幅員（2.75m）や急カーブの多い現状では、代替え機能を担うのは非常に危険な状況であり、その状況は冬期の積雪時にはより顕著になる。これらの状況を踏まえ、車道の拡幅及び歩道設置による道路改良を実施し、安全かつ円滑な交通を確保するものである。

2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）	
①整備する施設が観点場となる場合	
②整備する施設が主対象になる場合	
③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合	
【景観特性】湖山池湖畔に沿った位置関係にあり、周辺の自然環境と一体的な景観を有している特徴的な道路である。	
【基本的方向】身近な憩いの場である湖山池の自然環境を守るとともに、市街地に近い地理的条件を踏まえ、市街地からの連続性と自然景観とのバランスを考慮した景観形成を図る。	
(2) 特に配慮する事項	
事業区域からの眺望を保全するとともに、湖山池周辺の自然環境に及ぼす影響が極力小さくなるように配慮する。	

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 <input type="checkbox"/> 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。 <input type="checkbox"/> 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。 	現道敷を有効活用する道路線形とすることで、地形改変を極力少なくし景観の保全を図る。

形態・意匠	<p>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</p> <p>□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</p> <p>□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</p>	<p>地形に沿った線形となるような道路改良とすることにより、自然環境の改変を最小限に抑え、周辺の景観と調和し、全体としてまとまりあるものとする。</p>																			
色彩	<p>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。</p> <p>□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</p> <p>□ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="425 682 874 1019"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩 度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p> <p>□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</p> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R~10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR~5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	<ul style="list-style-type: none"> 先行する既設道路とも調和を図るものとする。 ・法面：植生により被覆 ・擁壁：コンクリート粗面仕上げ ・道路舗装：アスファルト舗装（無彩色） ・ガートパイプ：ダークブラウン（10YR2.0/1.0程度）
有彩色の色相	彩 度																				
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																		
0.1R~10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR~5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

4 特記事項 【具体的対応について】

特になし。

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。